

福岡県医療審議会運営規程の改正案について

○綴込資料

- ・ 福岡県医療審議会運営規程（案）（新旧対照表）
- ・ 福岡県医療審議会運営規程（案）

福岡県医療審議会運営規程（案）（新旧対照表）

新	旧
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（医療法人部会）</p> <p>第4条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。</p> <p>（1）社会医療法人に関する事項</p> <p>イ 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に基づく設立の認定に係る事項</p> <p>ロ 法第64条の2第1項に基づく認定の取消しに係る事項</p> <p>（2）医療法人に関する事項</p> <p>イ 法第44条第1項に基づく設立の認可に係る事項</p> <p>ロ 法第46条の6第1項ただし書きに基づく医師又は歯科医師でない理事のうちから医療法人の理事長を選出することの認可に係る事項</p> <p>ハ 法第55条第6項に基づく解散の認可に係る事項</p> <p>ニ 法第58条の2第4項に基づく吸収合併の認可に係る事項</p> <p>ホ 法第59条の2に基づく新設合併の認可に係る事項</p> <p>ヘ 法第60条の3第4項に基づく吸収分割の認可に係る事項</p> <p>ト 法第61条の3に基づく新設分割の認可に係る事項</p> <p>チ 法第64条第2項に基づく業務の停止の命令又は役員解任の勧告に係る事項</p> <p>リ 法第66条第1項に基づく設立の認可の取消しに係る事項</p> <p>2～8 略</p> <p>（医療計画部会）</p> <p>第5条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、医療計画部会（以下「計画部会」という。）を置く。</p> <p>（1）地域医療支援病院に関する事項</p> <p>イ 法第4条第1項に基づく名称の承認に係る事項</p> <p>ロ 法第29条第3項に基づく承認の取消し</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（医療法人部会）</p> <p>第4条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。</p> <p>（1）医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に基づき社会医療法人の認定をし、又は法第64条の2第1項に基づき社会医療法人の認定を取り消す処分に係る事項</p> <p>（2）法第45条第2項に基づき、医療法人の設立を認可し、又は認可しない処分に係る事項</p> <p>（3）法第55条第4項に基づき、医療法人の解散を認可し、又は認可しない処分に係る事項</p> <p>（4）法第57条第5項に基づき、医療法人の合併を認可し、又は認可しない処分に係る事項</p> <p>（5）福岡県知事から諮問を受けた法第46条の3第1項ただし書の規定による医療法人の医師又は歯科医師でない理事長を認可し、又は許可しない処分に係る事項</p> <p>2～8 略</p> <p>（医療計画部会）</p> <p>第5条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、医療計画部会（以下「計画部会」という。）を置く。</p> <p>（1）法第30条の4に基づく医療計画の見直しに関する事項</p> <p>（2）法第30条の4に基づく医療計画の推進に関する事項</p>

<p>に係る事項</p> <p>(2) 診療所の病床設置に関する事項</p> <p>イ 医療法施行規則（昭和23年厚令第50号。以下「規則」という。）第1条の14第7項第1号又は第2号に基づく診療所の承認に係る事項</p> <p>ロ 規則第1条の14第7項第3号に基づく病床数の増加に係る事項</p> <p>(3) 病院の医師の定員に関する事項</p> <p>規則第50条第1項に基づく過疎地域等の病院における医師の定員の特例許可に係る事項</p> <p>(4) 医療計画に関する事項</p> <p>イ 法第7条の2第1項若しくは第2項に基づく病院若しくは診療所の許可申請に対し許可を与えない処分又は第3項に基づく許可の変更のための措置をとるべきことの命令に係る事項</p> <p>ロ 法第27条の2第1項に基づく条件に従うべきことの勧告に係る事項</p> <p>ハ 法第27条の2第2項に基づく勧告に係る措置をとるべきことの命令に係る事項</p> <p>ニ 法第30条の4第1項に基づく医療計画の作成又は法第30条の6に基づく医療計画の変更に係る事項</p> <p>ホ 法第30条の11に基づく病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関する勧告に係る事項</p> <p>ヘ 法第30条の12第2項に基づく要請に係る措置をとるべきことの勧告に係る事項</p> <p>ト 法第30条の15第6項又は第7項に基づく必要な措置をとるべきことの命令又は要請に係る事項</p> <p>チ 法第30条の16第1項又は第2項に基づく必要な措置をとるべきことの指示又は要請に係る事項</p> <p>リ 法第30条の17に基づく要請に係る措置を講ずべきことの勧告に係る事項</p> <p>(5) 地域医療連携推進法人に関する事項</p> <p>イ 法第70条の3第1項に基づく医療連携推進の認定に係る事項</p> <p>ロ 法第70条の8第3項に基づく確認に係る事項</p> <p>ハ 法第70条の18第1項に基づく定款の</p>	
--	--

<p>変更の認可に係る事項</p> <p>ニ 法第70条の19第1項に基づく代表理事の選定及び解職の認可に係る事項</p> <p>ホ 法第70条の21第1項又は第2項に基づく医療連携推進認定の取消しに係る事項</p> <p>ヘ 令第5条の15の4第3項に基づく医療連携推進認定の取消しにあたって述べる意見に係る事項</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項(2)イ及びロに係る議事については、計画部会の議決を審議会の議決とし、出席した委員の全員一致で決する。</p> <p>4 第3項の議決を得なかった事項は、審議会で審議する。</p> <p>5 略</p> <p>第6条～第9条 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第6条～第9条 略</p>
---	--

※ 医療法 → 「法」、医療法施行令 → 「令」、医療法施行規則 → 「規則」という。

福岡県医療審議会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）に基づき、福岡県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(招集通知)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議会に付すべき事項を委員に通知しなければならない。

(専門委員等)

第3条 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員10人以内を置く。

2 必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を述べさせることができる。

(医療法人部会)

第4条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、医療法人部会（以下「法人部会」という。）を置く。

(1) 社会医療法人に関する事項

- イ 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項に基づく設立の認定に係る事項
- ロ 法第64条の2第1項に基づく認定の取消しに係る事項

(2) 医療法人に関する事項

- イ 法第44条第1項に基づく設立の認可に係る事項
- ロ 法第46条の6第1項ただし書きに基づく医師又は歯科医師でない理事のうちから医療法人の理事長を選出することの認可に係る事項
- ハ 法第55条第6項に基づく解散の認可に係る事項
- ニ 法第58条の2第4項に基づく吸収合併の認可に係る事項
- ホ 法第59条の2に基づく新設合併の認可に係る事項
- ヘ 法第60条の3第4項に基づく吸収分割の認可に係る事項
- ト 法第61条の3に基づく新設分割の認可に係る事項
- チ 法第64条第2項に基づく業務の停止の命令又は役員解任の勧告に係る事項
- リ 法第66条第1項に基づく設立の認可の取消しに係る事項

2 法人部会は、委員10人以内で構成する。

3 法人部会は、部会長が招集する。

4 法人部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

5 議事は、出席した委員の全員一致で決する。

- 6 前項の議決は、審議会の議決とする。
- 7 第5項の議決を得なかった事項は、審議会で審議する。
- 8 部会長は、調査審議の内容を審議会に報告しなければならない。

(医療計画部会)

第5条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、医療計画部会（以下「計画部会」という。）を置く。

(1) 地域医療支援病院に関する事項

- イ 法第4条第1項に基づく名称の承認に係る事項
- ロ 法第29条第3項に基づく承認の取消しに係る事項

(2) 診療所の病床設置に関する事項

- イ 医療法施行規則（昭和23年厚令第50号。以下「規則」という。）第1条の14第7項第1号又は第2号に基づく診療所の承認に係る事項
- ロ 規則第1条の14第7項第3号に基づく病床数の増加に係る事項

(3) 病院の医師の定員に関する事項

規則第50条第1項に基づく過疎地域等の病院における医師の定員の特例許可に係る事項

(4) 医療計画に関する事項

- イ 法第7条の2第1項若しくは第2項に基づく病院若しくは診療所の許可申請に対し許可を与えない処分又は第3項に基づく許可の変更のための措置をとるべきことの命令に係る事項
- ロ 法第27条の2第1項に基づく条件に従うべきことの勧告に係る事項
- ハ 法第27条の2第2項に基づく勧告に係る措置をとるべきことの命令に係る事項
- ニ 法第30条の4第1項に基づく医療計画の作成又は法第30条の6に基づく医療計画の変更に係る事項
- ホ 法第30条の11に基づく病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関する勧告に係る事項
- ヘ 法第30条の12第2項に基づく要請に係る措置をとるべきことの勧告に係る事項
- ト 法第30条の15第6項又は第7項に基づく必要な措置をとるべきことの命令又は要請に係る事項
- チ 法第30条の16第1項又は第2項に基づく必要な措置をとるべきことの指示又は要請に係る事項
- リ 法第30条の17に基づく要請に係る措置を講ずべきことの勧告に係る事項

(5) 地域医療連携推進法人に関する事項

- イ 法第70条の3第1項に基づく医療連携推進の認定に係る事項
- ロ 法第70条の8第3項に基づく確認に係る事項
- ハ 法第70条の18第1項に基づく定款の変更の認可に係る事項
- ニ 法第70条の19第1項に基づく代表理事の選定及び解職の認可に係る事項

ホ 法第70条の2第1項又は第2項に基づく医療連携推進認定の取消しに係る事項

へ 令第5条の15の4第3項に基づく医療連携推進認定の取消しにあたって述べる意見に係る事項

2 計画部会は、委員及び専門委員18人以内で構成する。

3 第1項(2)イ及びロに係る議事については、計画部会の議決を審議会の議決とし、出席した委員の全員一致で決する。

4 第3項の議決を得なかった事項は、審議会で審議する。

5 前条第3項、第4項及び第8項の規定は、計画部会について準用する。

(読替え規定)

第6条 第2条及び第3条第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健医療介護部医療指導課において処理する。

(議事録の署名及び保存)

第8条 審議会は、審議の概要を議事録として保存する。

2 議事録に署名する委員は、会長が出席委員の中から指名する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

(中略)

附 則

この規程は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年 月 日から施行する。